

市区町村における森林環境譲与税の動向： 広域的なデータ分析を通して

○大槻 峻介・山本 一清(名大院生命農)

はじめに

森林環境譲与税は、森林整備等のために都道府県並びに市町村に2019年度より交付されており、これを財源として各自治体がそれぞれの施策を実施している。譲与税の用途について、都道府県・政令市レベルや個別事例について整理された事例はあるものの⁽¹⁾⁽²⁾、全市町村の動向についての広域的な分析は不十分である。本研究では、2019年度から2022年度までの4年間の各市町村における譲与税活用の動向を分析した。

解析方法

年度ごとの森林環境譲与税の決算状況（林野庁より取得）を用いて、1,741市町村・4年間分の譲与税活用金額データを作成した。林野庁の区分に基づいて、4中区分（森林整備・人材育成・木材利用・基金積立）17小区分に集計した。はじめに、森林環境譲与税の活用状況（執行率）を算出し、各市町村・都道府県の実施体制による譲与税活用への影響を検討した。次に、中区分使途別に活用金額の割合を算出し、各市町村における活用の方向性を比較した。最後に、このような広域データを用いた譲与税の効果的な活用について検討した。

結果と考察

実施体制と活用状況について、①林業担当職員が少ない場合は活用に消極的であること、②都道府県が情報交換に向けた会議体⁽³⁾を設置していない市町村でわずかに活用が進んでいること、③地方環境税が未導入の都道府県下の市町村で活用がより進んでいることが明らかになった。市町村における実施体制が特に重要であることと、既存の財源がない市町村の方が森林環境譲与税を財源として重要視されていることが示唆された。用途については、林業が盛んな地域において比較的人材育成等にも活用する可能性があることが見られた。より詳細な分析が必要であるが、全国での活用データを視覚的・統計的に整理することで、効率的な活用に向けた市町村支援や森林環境譲与税の社会的効果向上を目指すことができると思われる。

引用文献

- (1) 内山愉太・香坂玲「政令指定都市における森林環境譲与税の活用の現況」『日本森林学会誌』Vol. 102(3), 2020年, 173-179頁
- (2) 松本清貴・岩永青史「浜松市の森林整備における森林環境譲与税の活用状況と今後の展望」『中部森林研究』Vol. 71, 2023年, 101-104頁
- (3) 香坂玲・内山愉太「森林環境譲与税を契機とした都道府県による市町村支援の方向性の分析－使途整理・情報交換・組織設置に関する全国の比較から－」『日本森林学会誌』Vol. 103, 2022年, 134-144頁

(連絡先:大槻 峻介 otsuki.shunsuke.b3@s.mail.nagoya-u.ac.jp)

森林環境譲与税・森林経営管理制度にみる市町村林政の現状と課題 —栃木県の事例より—

○山本美穂（宇都宮大）・桶川峻景（富山県農林水産部）
林 宇一（宇都宮大）・鈴木春彦（愛知県豊田市）

背景：1983年の市町村森林整備計画制度創設以来、市町村は、森林管理の現場に最も近い地方自治体として様々な役割を担うことを期待されてきた。2019年4月施行の森林経営管理制度は、地域森林計画対象森林の管理について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることを法令上で明文化した。ただでさえ多くの行政事務を担っている市町村の林務体制の脆弱さ、多忙さの上に、その力量が地域の森林管理に影響を与える制度設計となっており、現場での制度運用は多くの課題に直面している。先行して都道府県独自の「森林環境税」による森林整備が進行していた自治体では、森林環境税・森林環境譲与税の導入によって事業メニューの位置づけを変えるなど、新たな制度導入による対応にあたってきた。

目的：当制度の導入において、各市町村はどのような対応を取り、課題に直面してきたのかをクローズアップし、それを通して市町村林政の現状・課題の一端を明らかにする。

方法：〈資料〉栃木県 25 市町の森林環境譲与税決算（2019-2022 年度）データ、〈聞き取り（2023年5月-2024年6月実施）〉栃木県環境森林部森林政策課、矢板市経済部農林課、宇都宮市農林生産流通課、（株）山光、とちぎ環境・みどり推進機構（公益（社））

結果：1) 矢板市：林野庁の林業成長産業化地域指定による「矢板市林業成長産業化推進協議会」（2018年設立）による林地集積計画が先行しており、ほぼ同じメンバーで構成される「矢板市森林経営管理推進協議会」（2020年設立）が制度推進の主軸となり、交付金の使途を協議してきた。先行事業で軌道に乗った林地集積計画を進めつつ、地域林政アドバイザーの雇用に充当し成果を上げている。協議会が方針を示し、市経済部農林課がそれをサポートする事務局機能、地域林政アドバイザー2名と地域おこし協力隊1名が地域との重要な橋渡し役、森林組合が実行組織として機能している。市域の森林・林業の主要な主体が含まれた協議会の意向を反映して、林業振興、担い手確保を支援する事業が市の予算にも組み込まれ、市単独でも事業を継続するというコンセンサスが出来上がってきた。1970年代の間伐団地の形成以来からの森林組合の取り組みと、地域の間伐材利用とともに成長した製材企業の事業展開、地域課題への行政の取り組みなどが、ここに結果的につながっている。2) 宇都宮市：森林・林業の位置づけが相対的に高くない都市域では、地域発の事業が期待できない背景から、行政が設定したモデル地区において、森林所有者の意向調査、配分計画策定まで制度の手続きを一巡させ、ノウハウの蓄積・課題の抽出をはかり、運用につなげる手順をとっている。地域林政アドバイザー的役割は、モデル地区の事情に詳しい現地出身者（会計年度任用職員）が事前準備を行い、集積計画、現地調査については、中間組織である「とちぎ環境・みどり推進機構（公益（社））」が担っている。3) 総じて、税の使途について地域社会に協議の場があるか否か、森林所有者と自治体林務との間をつなぐ存在がどれだけ活発に機能するか、が当制度運用において市町村林政が直面する課題のカギとして指摘できる。

山本美穂（mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp）

森林環境税と地方自治

○石崎 涼子（森林総研）

2024年度より国税・森林環境税の徴収が開始され、森林環境税や森林環境譲与税への注目が高まっている。以前、報告者は、府県で導入が広がる森林環境税を巡る議論を整理し、政策過程への県民参加の側面から評価される一方で、都道府県レベルでの負担の是非については見解が分かれていることを指摘した（石崎 2008、2010）。今般の国税としての森林環境税創設は、当時見解が分かっていた論点に対して1つの解が示されたものと捉えることができる。

そこで、本報告では、府県版の森林環境税と国税・森林環境税の相違とその意味について議論するとともに、森林政策の財源負担と地方自治に関する検討を加えたい。

国税・森林環境税は、府県版の森林環境税と名称、徴税方法、財源の使途が類似している。だが、国税として徴収されるものの客観的な基準で各地方自治体へ配分されたうえで活用されるため、財源の負担と活用の主体が一致せず、税の負担意識から政策過程への参加を促すといった効果は持ちにくい。税収を活用した施策の決定や実施の主体は、主に市町村となっている。自己負担財源による住民自治の充実を特徴とする府県版の森林環境税に対して、国税・森林環境税は、国レベルで確保された財源により市町村が主体的に森林整備関連施策を展開する機会を生み出す点に特徴をもつ。この森林環境譲与税を活用して、長年未解決のまま課題として残されてきた市町村森林行政の体制整備に切り込むケースなども広がっている。

自ら意思決定をしたいが自ら財源を確保するのは難しい。これは人口の少ない地域に偏在する森林を扱う政策において地方自治を考える際のジレンマであった。森林環境譲与税は、国が財源を確保したうえで森林整備のための施策という枠つきで地方自治体へ譲与するもので、具体的な使途は自治体自ら考えることができる自由度の高い財源である。国が財源を保障しつつ地方自治体の自己決定を尊重するという形は、森林政策における地方自治の実現という点で画期的ともいえるだろう。

府県版の森林環境税は、国税・森林環境税の創設により改めてその意義が問われている。府県版の森林環境税を国レベルでの制度実現までの過渡的な方策だと捉えるならば、廃止を含めた検討が必要になるだろう。その際、税負担を通じた政策過程への参加という府県版・森林環境税がもつ特徴や都道府県が施策設計をすることの意義をどう捉えるかが論点となる。

租税総額全体からみると極めて小規模な国税・森林環境税は、その規模を遙かに上回る注目を森林分野へもたらしている。問題の認識や解決への第一歩は意識を向けることにある。この仕組みを活かせるか否かは、地方自治のあり方を考える上でも重要な意味をもつものと考えられる。

引用文献

石崎涼子（2008）「森林環境税を巡る諸論点」林業経済学会秋季大会報告

石崎涼子（2010）「水源林保全における費用分担の系譜からみた森林環境税」『水利科学』316：46-65頁

（連絡先：石崎涼子 ryokoi@affrc.go.jp）

捕獲されたシカ個体の多用途利用 -ふもとつばらキャンプ場と兵庫県の事例-

○稲富拓人（筑波大学大学院）、興柁克久（筑波大学 生命環境系）

はじめに 現在農林業分野で大きな被害を与えている有害鳥獣への対策は国を挙げて行われており、有害鳥獣の捕獲も推進されてきた。近年捕獲個体の肉としての利用個体率は増加傾向にあるが、肉以外の部位の利用(多用途利用)は肉に比べて進んでいないという現状にある。国も持続可能なジビエ利用の将来像として多用途利用の普及を掲げており、多用途利用の推進が有害鳥獣問題の中でも一つの課題である。

研究の目的と方法 シカ及びイノシシの多用途利用者への全国アンケート（稲富ら、2023→昨年の林経学会報告）の結果を踏まえ、事業体および都道府県行政における多用途利用の現状及び課題、対策等について現地聞き取り調査をもとに明らかにする。

事業体を対象とした調査結果については、シカの解体処理施設を有する静岡県のキャンプ場経営体への調査の結果（静岡県、2023年および2024年実施）を報告する。こちらの調査では、解体処理施設やシカ製品を販売しているキャンプ場内売店での実地調査を行った。

一方、都道府県行政を対象とした調査については、「シカ丸ごと一頭活用大作戦」と称したシカの多用途利用推進活動を行う兵庫県で実施した調査の結果（兵庫県、2024年実施）を報告する。こちらの調査では、兵庫県環境部自然鳥獣共生課被害対策班の職員を対象に聞き取り調査を行った。

結果と考察 静岡県の事業者への調査では、受け入れ重量に占める利用重量の割合が40%と高く、利用率の高さには消費者の9割近くがキャンプ場利用者であるという特徴やペットフードの需要が関与していることがわかった。また現在の主な課題として、設備のキャパシティの限界やまだ利用が行えていない部位の利用法の確立が挙げられた。

兵庫県の調査では、食肉加工処理施設を民間企業が運営している場合が多く、経営を改善すべく多用途利用を行い始めた可能性が高いことがわかった。また現在兵庫県で発生している主な課題として、狩猟者や捕獲者の不足、そして多用途利用者へのアンケートの結果と同様に、多用途利用の場における人員の不足が挙げられた。

これまで行った調査は、経営体を対象とした調査が主であり、多用途利用に従事する労働者を対象とした調査が不足している。今後多用途利用に携わる人員を増加させるべく、多用途利用に従事する労働者を対象とした調査を行うことによって、多用途利用を行う場での労働環境における改善点を示すことも必要ではないかと考えられる。

問い合わせ先氏名:稲富拓人（発表代表者）

E-mail: inadomi.takuto.qj@alumni.tsukuba.ac.jp

野生鳥獣の食肉としての利用について —日本における“ジビエ”の意味—

(鹿大院農水) ○寺下文貴・奥山洋一郎・滝沢裕子

昨今の獣害規模拡大に伴い、その対策も確立されつつある。

そのうちのの一つとして、捕獲した鳥獣の食肉利用が挙げられる。処理加工施設数に関しても増加の一途を辿る状況であり(図-1)、野生鳥獣、とりわけシカとイノシシに関しては利用が拡大しているといえる。フランス語で野生鳥獣の肉、その肉を利用した料理を“ジビエ”と称するが、日本国内でもその言葉の利用が散見される。

ジビエを利用する理由はそのような被害対策には限られないが、現在の日本におけるジビエという存在は、先述のような鳥獣害と結びつけたものが多く、各政策においては、多くのジビエ利用推進に関するものは被害対策と紐づけられている。しかし日本国内では、“ジビエ”という言葉が利用される以前からも「野生鳥獣肉の食肉利用」自体はなされてきた。

現在はそれを意味する言葉として“ジビエ”は多く利用されているが、それが日本国内にいつ、誰が持ち込んだのかを明らかにする。その中で、政策やその他の情勢を含めた、様々な導入の要因を明らかにしていくことで、今後の獣害対策の一助とすることを目的とする。

昨年度発表時点では、2005年に日本国内で長野県をはじめとして、“ジビエ”が興隆を見せ始めたことが分かった(図-2)。その要因について調査を行うことをその後の研究課題に定めた。

今回はその詳細の発表であるが、その背景はとあるレストラン経営者、当時の長野県知事が大きくそれに関わっていることが、調査を通して分かった。ジビエという素材、それを調理し提供する存在、そしてそれを売り出す存在という集客戦力が揃っていたということが大きな要因となっている。

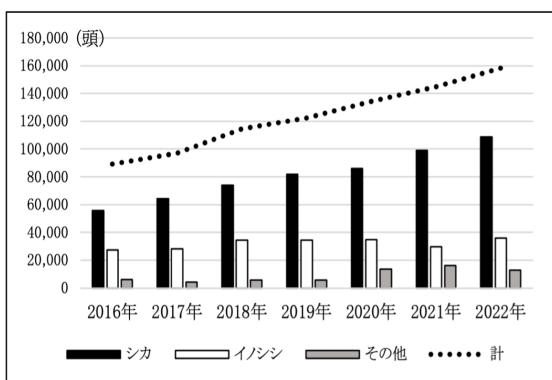


図-1 ジビエ利用頭数の推移
(農林水産省野生鳥獣資源利用実態調査統計
表より筆者作成)

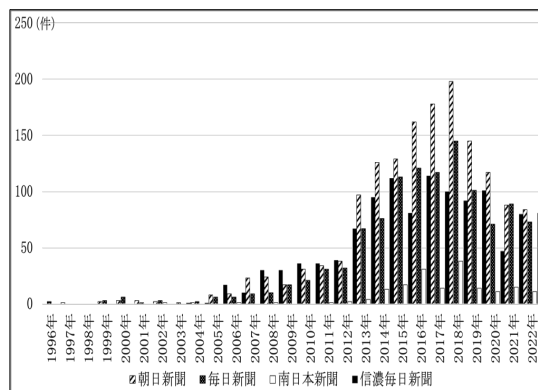


図-2 朝日・毎日・南日本・信濃毎日新聞に
おける各年“ジビエ”出現数
(朝日新聞クロスサーチ, 毎索, 南日本新聞
データベース, 信濃毎日新聞データ
ベースでの検索結果をもとに筆者作成)

寺下文貴 連絡先: murasame.uncf@gmail.com

沖縄県やんばる地域における共同売店の現状と課題

○前田千春（鹿児島県短大）・大田伊久雄（琉大農）

背景と目的

沖縄県には共同売店（共同店・協同店を含む）が点在している。共同売店は1906年に沖縄島最北部の集落「奥」で生まれ、地域住民が出資し運営する相互扶助の仕組みを持つ売店のことで、まもなく北部の各集落に広がった。当時、島の北部と中南部を結ぶ陸路は未整備で、人や物の往来は山原船による海上交通が中心であった。各集落は主要産業であった林産物（薪・炭・建築資材）を共同売店に集めて那覇に運搬し、那覇で調達した生活物資を共同売店で販売した（上地, 2014）。その後、集落で運営するこうした形態の店舗は沖縄島中南部の農村地域や離島にも広まり、最盛期には沖縄島および周辺離島に200店舗近くが存在した。しかし、戦後になって道路網の整備や集落人口の減少等の理由から閉店が相次ぎ、現在では約50店舗となっている。しかし近年、条件不利地域で経営を継続している共同売店は、「買い物弱者問題」にあらたな可能性をもたらすことが指摘されている（関, 2015）。そこで本研究では、やんばる3村（国頭村・大宜味村・東村）を対象として、共同売店の現状を明らかにし、今後の課題について考察する。

調査方法

やんばる3村で営業している総ての共同売店を対象として、2024年2月および8月～9月に聞き取り調査を実施した。

結果と考察

2024年9月1日時点で営業している共同売店は17店舗で、内訳は国頭村8店舗、大宜味村5店舗、東村3店舗である。経営形態は、集落経営型が7店舗、個人請負型が10店舗であり、経営状況は5店舗のみが黒字、残る12店舗は赤字経営であった。とりわけ人口が100人を下回る集落における経営は厳しく、そうした店舗では売上金が光熱費等の支払いで相殺されるため人件費はほぼ無償労働化している。このような経営状況の中、2022年に2軒、2024年に1軒の共同売店が閉店した。店舗が閉店した集落では、区長の要請によってJAおきなわAコープの移動販売車が週1～2回まわるなど最低限の買い物弱者への対策はとられているが、人手不足を理由に移動販売車の運行が一時停止されたこともあり、店舗の再開を期待する声は多い。

共同売店の大きな特長は、店内または店前に椅子や机が設置されており住民らの日常的な会話（ゆんたく）や情報交換の場となっていることである。数分程度の買い物の場である移動販売車ではゆんたくはできず、高齢者が多い集落住民にとっては常設型の店舗の存在が望ましい。

なお、2024年に入って国頭村の7つの共同売店が「やんばる共同売店組合」を設立し、9月から共同仕入れ事業の試行を始めた。これまでは各集落が独自に経営してきたが、今後はお互いの連携を強化して店舗経営の安定化を図ろうという挑戦であり、今後の発展が期待される。

引用文献

- (1) 上地一郎「共同性の創発—土地整理事業以後の沖縄の村落共同体—」高岡法科大学法学会編『高岡法学』Vol. 32, 2014年, 1-26頁
- (2) 関満博『中山間地域の「買い物弱者」を支える 移動販売・買い物代行・送迎バス・店舗設置』新評論, 2015年

謝辞 本研究は、JST、RISTEX、JPMJRS23K2の支援を受け実施した。

（連絡先：前田千春 maeda@k-kentan. ac. jp）

エコツーリズムによる地域社会の分断に関する研究

○藍場 将司・ワエズザダ サエド アブドゥラ・原田 一宏（名大院生命農）

背景と目的

国際的な環境保護気運の高まりに反して、日本の国立公園では管理予算・人員の減少が懸念されている。管理体制が不十分なまま政策を推進することは、環境保護・共生を名目とした私権の制限につながるものが懸念される。こうした問題意識に基づき、環境保護政策が地域社会に及ぼす影響を「分断」として提示し、奄美群島国立公園の事例に当てはめ議論した。

政策による「分断」

現代社会の分断は、集団内での意見の凝集に原因が求められている。社会福祉の分野では、特定の条件にあたる対象を支援する手法が、条件に一致するものの包摂と、そうでないものの排除の進行を招くと説明されている。そのため、政策という手法そのものが、地域社会を分断させる危険性を有する。これらを踏まえ、本研究では「分断」の定義を、政策の導入が地域社会内部の意見の違いを可視化し、それが対立に転じた場合とした。

集団間の対立を扱う理論的枠組みとして、紛争管理の枠組み（原田 2011）が挙げられる。ここでは紛争に関わるアクターの利害関心を変数におき、自身・対立相手の利害への関心の高低によって、対立の展開を4通りに大別している。この枠組みを援用し、地域社会に生じた「分断」の展望を示す。

奄美大島のエコツーリズムにおける「分断」

奄美大島では国立公園・世界自然遺産の指定に伴い、エコツアーガイド認定制度をはじめとする制度の導入と、ガイド・住民・関係する行政機関が参加する協議の場の設定が進められた。このうち認定ガイド制度に関して、認定取得により公園内規制区域での観光案内が可能となっていた。認定ガイドを対象とした調査では、ガイドは就業を意識して認定を取得し、他地域と比較して頻繁に就業していた。他方で、観光客に対する制度の認知度の低さや、ガイドと住民が取り決めた自主的な規制の逸脱が課題になっていた。規制に対する罰則には強制力がなく、ガイドの自律・自主性に依拠していた。加えて、観光利用が増加した地域では、観光利用による騒音・光害などが発生していた。こうした観光公害（オーバーツーリズム）の発生が、ガイドへの印象を悪化させた旨の証言も確認できた。

奄美大島の観光利用の現状を「分断」の観点から捉え、その展望を示す。公園指定により観光規制の緩和・住民参加の枠組みが整備され、現地での観光利用が拡大した。観光事業者は就業・観光利用の拡大を意図する一方で、観光利用が増加した地域では観光公害への対策を求めている。「分断」の展開について、観光事業者が自身の資源利用のみに関心がある場合に、住民との対立に陥る点が懸念される。ただし、観光利用をめぐる住民が意見を表明する機会が存在し、逸脱に対処する必要性を強く主張するガイドも存在した。住民の利害に対する関心が高まることで、「分断」が和解や協働に至る可能性も残されている。このことから、奄美大島の観光をめぐって「分断」が発生しつつあると評価できた。

（連絡先：藍場 将司 aiba.soshi.p6@s.mail.nagoya-u.ac.jp）

新潟県上越市不動地区における地すべり防止の公共工事と地元住民との関係

○ 佐藤 周平・竹本 太郎（東京農工大学）

はじめに

これまで、報告者らは、新潟県上越市不動地区で2020年に実施された集落合併の要因を調査・分析してきた（佐藤ら、2022, 2023）。そのなかで、地すべり防止工事を始めとした公共事業が地区に与える影響の重要性に気付いた。本報告は、地すべり防止に対する不動地区の住民の関係を（1）地すべり防止区域、（2）事業費、（3）地元建設業者に就業してきた地元住民の観点から明らかにし、地すべり防止が集落合併に与えた影響を考察することを目的とする。

調査地の概況と調査方法

不動地区は地すべり多発地域として知られる県南西部に位置し、人口188人、世帯数78、高齢化率55.9%である（2020年国勢調査）。事業費データは、新潟県上越地域振興局農林振興部と妙高砂防事務所から提供を受けた。2023年5月と12月に実施した聞き取り調査は、地区の地すべり防止工事に携わった重機オペレーターや技術者、地すべり巡視員など計9人を対象とした。

結果と考察

（1）地区にある防止区域は、所管別に林野庁が7つ、国土交通省と農村振興局が各1つだった。（2）地すべり防止に関わる事業費は1970年代中盤に増加し、2000年代以降は減少した（図1）。地区の産業構造が土木に転換した時期に就職が重なった世代は重機オペレーターや技術者として地元建設業者に雇用されて工事や除雪に携わり、この世代が集落合併を主導した（例えば、1956年度生まれは3人がオペレーターに雇用された）。

（3）行政への工事の要望や用水路管理を行う町内会、地すべりの兆候を巡視する地元住民も地すべり防止に関わっていた。地元住民が連携してきた地すべり防止は地区の一体化を促した。

今後の課題は、地区、新潟県、全国の事業費の推移の比較、工事や災害リスクに対する住民の受け止め、地すべりと土地利用の関係、他地域との比較などである。

引用文献

佐藤周平, 山下詠子, 竹本太郎「新潟県上越市不動地区における集落合併の要因：集落財政の収支に着目して」『林業経済研究』Vol. 68(2), 2022年, 1～16頁

佐藤周平, 竹本太郎「集落人口を対象にしたコーホート分析の可能性—新潟県上越市不動地区における集落合併の要因—」『日本森林学会誌』Vol. 105(12), 2023年, 345～356頁

（連絡先：佐藤 周平 satoshu181@gmail.com）

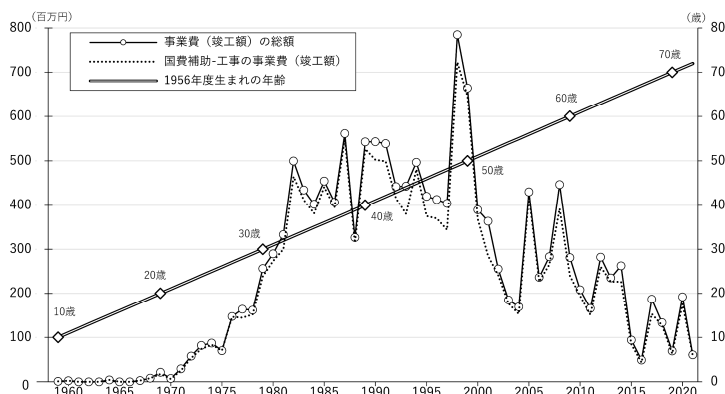


図1 不動地区の治山事業の事業費の推移と1956年度生まれの年齢
資料：上越地域振興局農林振興部森林施設課から提供を受けた「治山台帳総括」を用いて報告者作成。

注：事業費（竣工額）は左軸で名目値である。右軸は年齢である。

森林・林業分野の都市山村連携における都市住民の費用負担意識 ：豊島区民を事例とした選択型実験

○片田陽菜（筑波大院）・氏家清和（筑波大）・立花敏（京大）

背景と目的

森林環境譲与税の導入を受け都市山村連携が拡大している（林野庁 2024）。一方で、都市山村連携の課題として、都市部自治体では「都市住民の理解」が挙げられている（特別区長会調査研究機構 2023）。そのため、都市部の森林環境譲与税が山村部で活用されることに対する都市住民の意識を把握する必要があると考えられる。本研究の目的は、山村部に対する都市住民の限界支払意思額（WTP）の規定要因を明らかにすることである。

研究方法

本研究では豊島区民を対象に選択型実験を行った。豊島区は現在、埼玉県秩父市と長野県箕輪町と森林環境譲与税を介した連携を実施している。設問の選択肢を構成する属性と水準は、豊島区役所と秩父市役所へのヒアリング調査結果、公表資料、既往研究を参考に決定した。また、ラベル型実験を採用し、ラベルは連携地域である「秩父市」、「箕輪町」とした。アンケート調査では豊島区民が秩父市または箕輪町の森林・林業に対し費用を負担する仮想的状況を想定した。属性と水準を組み合わせて作成した複数の連携事業を提示し、回答者に最も費用を負担しても良いと思う連携事業を1つ選んでもらう設問を、1人当たり8問実施した。WTP推計にはランダムパラメータロジットモデルを用いた。

結果と考察

豊島区民が高いWTPを示す条件について、都市住民が費用負担する地域、都市住民が費用負担する事業内容、都市住民の個人属性の3つの点から分析した。都市住民が費用負担する地域については、都市と山村の関係性の強さがWTPに影響を与える結果を得た。具体的には、豊島区と同じ荒川流域に位置し、鉄道が通っていてアクセスしやすい秩父市に対し、豊島区民はより高いWTPを示した。事業内容については、豊島区内での木材利用やイベント開催といった豊島区民に直接的な効果がある事業に忌避感を抱く傾向にあるという結果になった。個人属性については、回答者の出身地域、連携地域への来訪経験、森林環境税に関する認知度、年齢が、WTPの増減に影響するという結果を得た。また、個人の選好にはばらつきが大きく、回答者によってWTPの規定条件は大きく異なる可能性があることも示唆された。

引用文献

林野庁「令和4年度 森林環境譲与税の取組事例集（市町村・都道府県）」、2024年
特別区長会調査研究機構「特別区における森林環境譲与税の活用～複数区での共同連携の可能性～」、2023年

（連絡先：片田陽菜 s2321005@u.tsukuba.ac.jp）